

川崎市長
阿部 孝夫 様

平成 20 年 1 月 7 日
「本気で臨海部の未来を考える会」
「川崎南高を活かそう会」
代表 高橋徹夫
川崎市川崎区鋼管通り 4-14-18
Tel 044-344-6520 Fax 044-344-3936

「旧神奈川県立川崎南高校・解体」に関する緊急の要望

新年あけましておめでとうございます。

旧年変わらず、新しい年の市政に関わる貴職のお尽力を心からお願い申し上げます。

さて、取り急ぎ緊急の「要望書」を差し上げます。

昨年来から問題になっている「旧県立川崎南高校の解体」に関し、県が進めようとしている「解体工事」の重要部分であるアスベスト除去工事を請け負う解体業者が、昨年 12 月 26 日埼玉地検より「脱税行為」によって起訴されたことはすでにご承知のことと存じます。

これはきわめて重大な事態であり、昨年来私たちが主張してきた「解体をせず、再利用をさせてほしい」という願いから出てきた「アスベストを含む建物は解体せずに再利用するほうが安全」という主張を明白に裏付けることです。

このような事態の中で、松沢県知事宛には同封のような「要望書」を提出しておりますが、貴職におかれましては、県知事宛の「要望書」をご覧いただくと共に、以下に申し上げる諸点について、市民の願いに耳を傾けていただきたくお願いし、「要請書」を提出するものです。

1 解体前に小田栄西地区の都市計画を説明してください

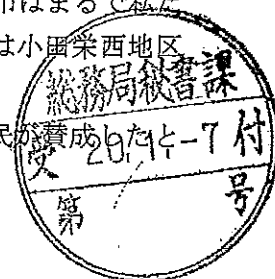
都市計画審議会では、それまでの川崎市の説明義務や手続きに不備があったとして、「手抜き」と議長に酷評され、以降住民の意志を尊重していくことを前提に採択されました。しかし、この約束も再三の要望は無視され、反故にされたまま現在に至っております。また、南高跡地を近隣商業地域に変更した際に風俗と同様に学校、福祉施設、幼稚園、保育園、養護学校、住宅などを禁止する（ゲームセンターは許可）前代未聞の条例を可決させた際の付帯事項にも、「跡地の利用に関しては住民の意志を尊重する」とありました。市長は、タウンミーティングでは、「再利用を市から県に申し入れて欲しい」とする私たちの嘆願に対して「解体してから聞く」と大変矛盾した回答をされました。

「跡地」とは廃校になった後のことを指し、校舎が残っていても「跡地」の扱いであると神奈川県は定義しております。

市民からの要望は、「再利用」であり、このことは再三にわたり要望してきているので市長もご存知かと思います。また、全市議会議員に出した公開質問では、与党を除く議員の過半が「解体前に市民と話し合うべきだ、再利用すべきだ」と回答しています。また、再利用を要望する署名も昨年末ですでに 18500 筆を超えております。

神奈川県は、「川崎市のまちづくりに協力するため」に解体すると言っており、川崎市はまるで私たち川崎市民がそのように望んでいるかのように神奈川県に伝えています。川崎市民は小田栄西地区に関する説明も受けておりませんし、その計画案に賛成した覚えもありません。

是非、形式だけの説明会ではなく、正々堂々と都市計画審議会及び付帯決議地域住民が賛成したと-



言われるすばらしい「まちづくりの計画案」の説明を行っていただくよう要請いたします。

2 県による「解体工事」強行をやめるよう要請してください。

松沢神奈川県知事宛には、別紙のような「要望書」を提出しておりますが、この「要望書」をお読みいただき、川崎市としても緊急かつ適切な対応をするよう、県知事に要請してください。

ことは、今社会的に大きな問題になっているアスベスト除却工事であり、川崎市民の健康と安全に直接関わる問題であり、担当部署である「環境局」の言う「工事の届出があってから対応する」などということでは済まない問題です。

つきましては、貴職の責任においても今回の問題について、ずさんなアスベスト除却解体工事（「脱税」をするような業者に適切な工事ができるわけではありません）を止めるよう、市の「環境保全」の立場からも、県に対し直ちに要請してください。

以上の2点について「要請」について、貴職の誠意ある回答を来る1月11日までにいただけますよう、お願いいたします。

敬具